

第1回

はじめに — 介護は心でやるもの? —

介護保険制度がスタートしてはや、10年が過ぎました。2000年を転換点として、介護をめぐる環境は措置制度から契約制度へと移り変わりましたが、皆さんのような現場の管理者の方にとっては、単純に移り変わったというよりは、激動と混乱の日々であったと思われます。

これまでの措置制度上で位置づけられていた介護は、思いやりや優しさ、笑顔をキーワードに介護ができた環境にありました。しかし、2000年度以降、民法上の契約をベースにした介護保険契約がサービスを提供する事業者と利用者との間に結ばれ、提供される介護サービスは、後の章でも触れます消費契約法上でも、「商品」として位置づけられるようになりました。

従来、「福祉・介護」と「法律」とは、水と油との関係にあったものが、今ではその両方の視点が求められるようになっていきます。さらに、2015年問題にみられるように、団塊の世代の層が一気に第1号被保険者となり、皆さんの介護事業のサービスを利用するようになると、当然のことながら権利意識や人脈、キャリアに長けた、消費者としての高齢者が出現することになります。

そうすると、より一層、「介護は心でやるもの」という視点だけではなく、介護にからむ様々な問題についての法的対応策も知識として知っておく必要があります。

とくに部下を教育する立場にある管理者にとっては、なおのことでしょうね。

1 法的な回答が求められる、介護現場から寄せられた声 声声…

とはいうものの、現在の介護をめぐる問題を明快に解く法制度の整備は大変不十分な状態であり、法律の専門家であったとしても頭を悩ませるトラブルが多くなっているのも事実です。

たとえば問題解決に有力となる民法を例にとってみても、明治29年(1896年 2年前には日清戦争勃発)に法制化されましたが、これらを作り上げた偉い先生方であっても、今の高齢者をめぐる様々な問題を想定していなかったといえるでしょう。つまり、バタッと倒れてから亡くなるまでの期間がこんなに長くなるなんて、思いもよらなかったでしょうし、認知症などのために判断能力や精神能力がなくなってからも、年金という名の資金が口座に貯まり続ける環境も、さらにこれだけ親不孝な息子や娘が多くなるとも想像がつかなかった事と思います…。

「介護管理者に求められる様々な法制度の基礎知識」と題して、3回連載の初回ですから、

介護の現場で働く皆さんから寄せられた相談で、かつ法的対応が不可欠なシーンを箇条書きで再現してみましょう。

- ・ 認知症の高齢者が亡くなって、遺言書が2通出てきました。2通目の遺言書を書いたのは、本人が特別養護老人ホームに入所していた時でした。2通目の遺言は有効なんでしょうか？
- ・ 施設の中で、認知症の利用者が別の認知症の利用者を突き飛ばして死亡させてしまいました。その責任は一体誰にあるんでしょうか？
- ・ 認知症の利用者が、クレジットカードで高価な商品を買いつけており、その支払いのために利用料が支払えない、と年金を含めて財産の管理をしていた身元引受人から連絡がありました。これって、どうなるんでしょうか？
- ・ 利用料の滞納が続く利用者がいます。契約書にも「6 ヶ月以上の滞納があった場合、退所してもらう」ことも明記してあります。しかし、実際には追い出すことはできませんし、こんな場合、身元引受人に滞納している利用料を代わって支払ってもらうことはできるのでしょうか？
- ・ もうすでに施設で亡くなった方の遺族から、親が入所していた時の介護記録をすべて見せて欲しいと訴えがありました。記録については、ケースファイルとして保管し、施設のものという認識がありまじ、記録の内容などで家族の方にはあまり見られたくない情報も載っています。どうしたらいいんでしょうか？
- ・ うち(高齢者施設)で実習も行い、とても感じがいい学生でしたので、内定を出したところ、その学生さんがあるブログで実習中のことや就職面接でのやり取りを載せていました。守秘義務違反にあたるので、施設としては内定の取消しを行いました。学生とその保護者から強い口調で施設に対する抗議がありました。今後どうすればいいんでしょうか？
- ・ うち(特別養護老人ホーム)に入所している高齢者の場合、選挙の際、施設内での不在者投票を実施しています。ですが、会議室に通して候補者の氏名を不在者投票用紙に書いてもらうのですが、会議室には法人が推す候補者のポスターが所狭しと張っている状況で、私たちスタッフも認知症のお年寄りにその候補者の氏名を書かせるように促しているのが実情です。そもそも認知症のお年寄りに、投票なんてできるのでしょうか？

質問の一例だけを載せただけですが、これらの相談は、主に法律の中でも私法の一般法である民法の領域に答えが含まれているようにも思えますが、消費者契約法、労働法、成年後見条項、個人情報保護法、高齢者虐待防止法など、様々な法律が関係していることが分かります。

2 管理者のみなさんなら、この相談に対して、どんな法律で対応できると思いますか？

入所している利用者さんが、半年以上も利用料の滞納があります。利用料を滞納した場合の規定はあるにはありますが、十分なものではなく、単に「6 ヶ月以上滞納した場合、退所させることができる」という規定があるだけです。しかし、実際には退所できる条件は整っていませんし、利用者本人には利用料を支払えるだけの年金収入があるのですが、それを管理している長男(身元引受人にもなっている)が、会

社をリストラされ、無職になってから本人の利用料の支払いが滞っていることから、その長男が年金を使い込んでいることが想像できます。

このような場合、どうすればいいのでしょうか？

この問題については、消費者契約法ならびに民法上の債務回収、そして成年後見制度条項の適用が一般論として考えられますが、その適用については、介護現場という特別な場面設定の中での限界が露呈するケースでもあります。

とくにこの利用料を含めた滞納問題は、今後ますます増えてくると思われます。介護保険の保険料や利用料が上がってくることが近い将来予測できることから、滞納する利用者の数が多くなっていくでしょうね。

まず、「サービス利用契約書」や「重要説明書」等に利用者さんが支払うべき支払い義務の規定がなくても、法人が介護サービスを提供している以上、利用者さんが法人に対して利用料金の支払義務があるのは当然のことです。

おそらく、親族の中で身元保証人の方や、身元引受人の方が当人の介護サービス利用の際の契約書に名前が載せられていると思いますが、その保証人の方や引受人の方に当人の未納分利用料金を支払ってもらう方法が一つです。しかし、彼らに利用料金を立て替えて支払う法的義務まではありません（彼らが善意で支払ってくれる場合は別として）。なので、法人側としては、保証人や引受人に事情を説明して当事者に代わって支払ってもらえるかどうかをお願いすることまではできますが、彼らに法人側が滞納分の支払いを請求するだけの権利があるかと言えば、まったくないという回答になります。

手続き的に言うと、入所施設であれば施設からの退去を求め、民事上、未払い分の利用料金を強制的に取り立てることは法的には可能です。実情としても待機の高齢者が非常に多く存在する中、きちんと支払ってもらえるであろう利用者さんを確保することは、法人経営として当然のことですから。

しかし、そうした場合の裁判費用や時間的手続き的な手間の問題だけではなく、物理的に強制執行することは法的にはできるものの現実問題としては難しいと考えられます。

現在のところ法人側としてとれるリスクヘッジとしては、成年後見制度の利用しかないと思われていますが、利用料金滞納の事実経緯が、親族等に年金通帳を含めた金銭管理を依頼していたにもかかわらず、当の親族が使い込んでしまい利用料金が支払えないということであれば、誰を後見人に選定するのが難しいところです。弁護士や司法書士、社会福祉士が所属している団体に依頼することもできますが、実際の成年後見制度の利用については、管理費または手数料という名目で、月に数万円程度かることが予想されますので、資産の乏しい高齢者には現実的に利用できる制度ではないかもしれません。

現在もう既に滞納している利用者さんの場合には、上記の理由から、今のところ打つ手がない様に思われます。生活保護という手続きの方法もないわけではありませんが、さかのぼって未納分の支払いまでの請求を、法人側が求めることはできません。

現在、滞納についての利用料金徴収の記載が「契約書」「重要事項説明書」になく、今後、滞納する利用者さんが現れるリスクを回避するには、早急に利用料金についての規定を契約書上明記し、かつ親族等に対して利用料金が滞った場合に代わりに支払ってもらえるような拘束力のある書面を交わしておくことしか、滞納に対しての対抗手段は今のところないというのが実情です。

おわりに

「判断能力や意思能力が低下・減退している者との契約が有効といえるのか?」といった論議は、介護保険法の制定当時からありました。言い換えれば、保険契約の性格上、介護サービスを利用する認知症や寝たきりといった高齢者が、介護サービスを選択し契約締結行為を行い、その契約の履行を確認する作業ができるのか? といった問いかけです。

これらを補完する制度として、民法上の成年後見条項をフルモデルチェンジし、判断能力の低下している者との契約をサポートするシステムが完成しましたが、今の介護をめぐる状況を打開するには程遠く利用が難しい制度であります。さらに、現在のそしてこれからの団塊世代が高齢期に突入する近い将来予測の中では、「ある程度の資産を持った消費者としての高齢者」の台頭によって、介護をキーワードとして上に列記したような問題、それも管理者として即座に法的対応が望まれる課題に、日々直面することになります。

今回の連載では、ある事例を手がかりにしながら、「個人情報保護法」や「労働基準法」についての整理をしたいと思います。

以上